

# 助成金申請書類作成の手引き

## 令和5年度 燃料電池自動車等の普及促進事業 (FCV車両)

### (お問合せ先・申請書の提出先)

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0809

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）

9時00分～17時00分（12時～13時までは除く。）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

### 東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

※申請書を紙で作成する場合、「消せるボールペン」など訂正が用意のできる筆記用具は使用しないでください。

## 《目 次》

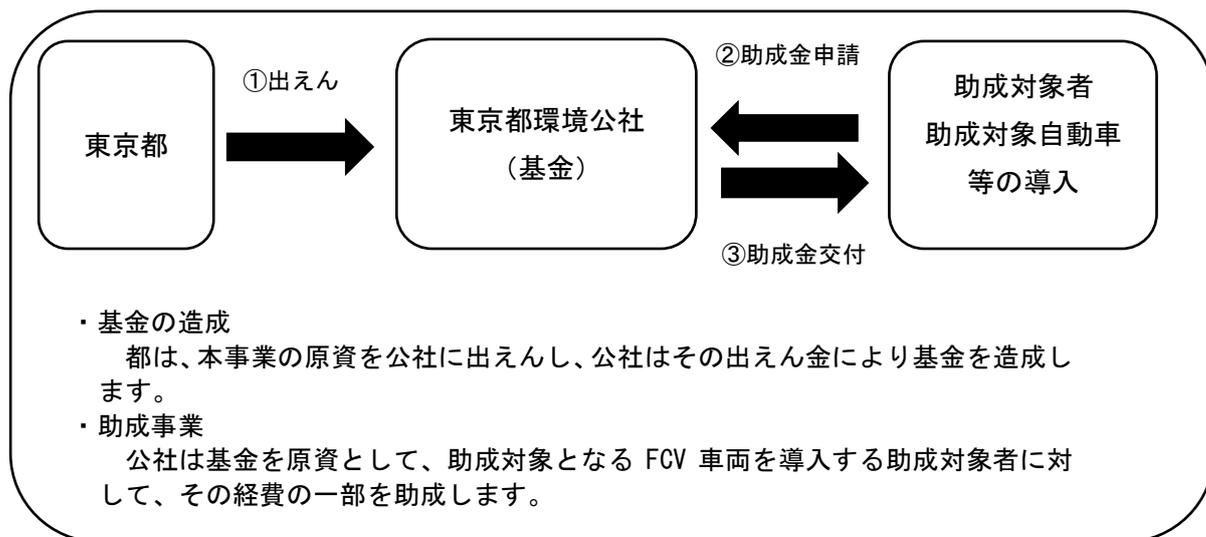
I	事業の概要	3
1	目的	3
2	事業スキーム	3
3	令和5年度からの変更・新規点	3
II	助成金を受け取るまでのスケジュール	5
III	対象者における手続方法について	6
1	オンライン申請（推奨）	6
2	郵送による申請	6
IV	共通事項	7
1	書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について	7
2	対象の確認	8
3	申請の流れ（車両購入後）	9
4	お手元にご用意するもの【全申請共通】	10
5	申請手続きについて	12
6	助成金額について	13
V	個人申請【使用者が個人若しくは個人リースによる再エネ増額申請】の場合	17
1	申請可否フローチャート	17
2	必要書類	18
3	最終チェックリスト	24
VI	法人・個人事業主申請【使用者が法人・個人事業主若しくは法人・個人事業主リースによる再エネ増額申請】の場合	25
1	申請可否フローチャート	25
1	お手元にご用意するもの	26
2	必要書類	27
3	最終チェックリスト	31
VII	「リース事業者」の申請について	33
1	始めに	33
2	申請可否フローチャート	34
3	必要書類	37
4	最終チェックリスト	39
IX	助成金を申請後に必要なこと	44
1	助成事業の経理（交付要綱第18条）	44
2	調査等（交付要綱第19条）	44
3	申請の撤回（交付要綱第10条）	44
4	交付決定の取消し（交付要綱第12条）	44
5	軽微な変更	44
6	処分にあたる変更	44
7	処分（交付要綱第17条）	45

# I 事業の概要

## 1 目的

「燃料電池自動車等の普及促進事業」（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、都内の個人、事業者等が燃料電池自動車（FCV）を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

## 2 事業スキーム



## 3 令和5年度からの変更・新規点

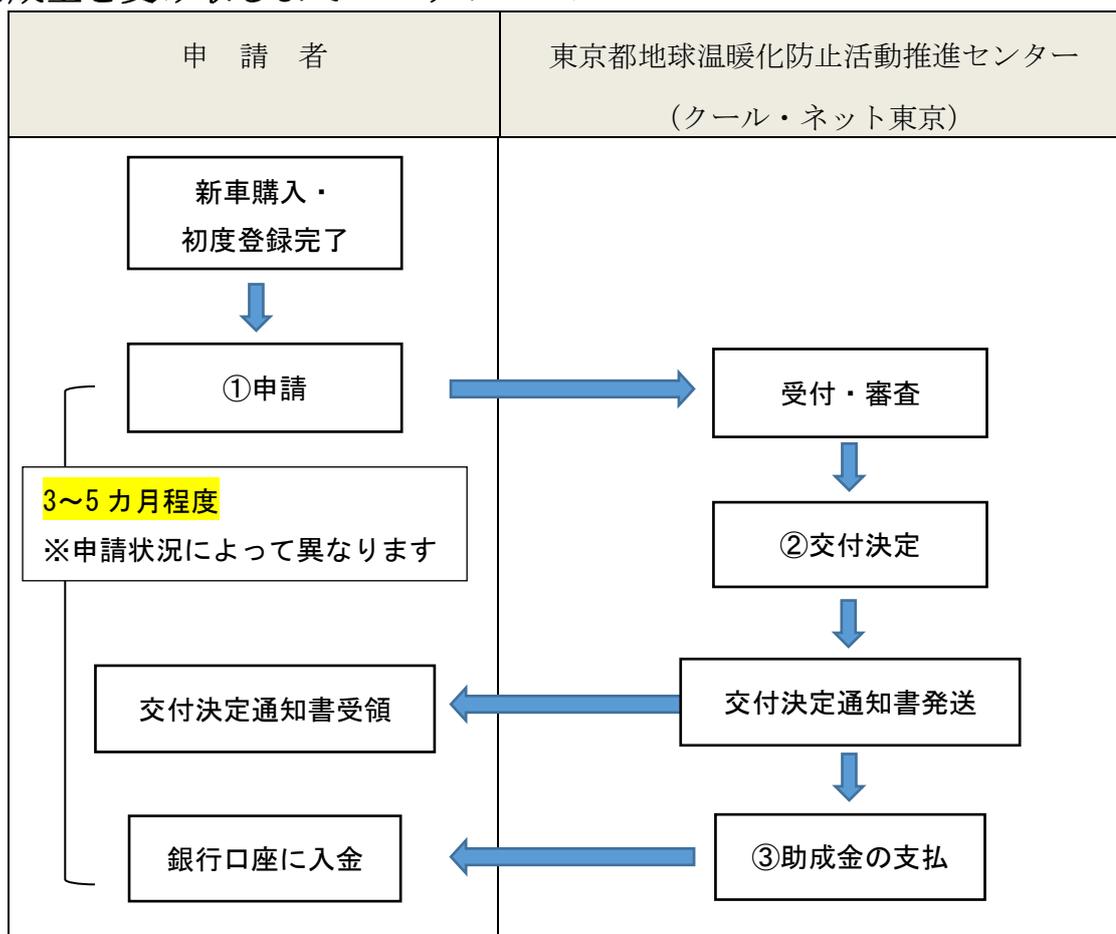
### ★令和5年度の重要ポイント★

【補助対象車両の種類】	～R5/3/31 まで登録分	～R5/4/1 以降登録分
電気自動車（EV）	令和4年度と同じ補助金額及び増額申請要件となります。	令和5年度から開始した補助金額及び増額申請要件となります。
プラグインハイブリッド車（PHEV）		
燃料電池自動車（FCV）		
※ 申請期限は初度登録日から1年以内		

★ 主な変更点

令和4年度助成 (～R5/3/31迄の登録分)	令和5年度助成 (R5/4/1～登録分)																						
<p>【再生可能エネルギー電力導入による増額申請】 再エネ100%電力メニュー契約のみ</p>	<p>《新設》</p> <p><b>(1) 基本補助額</b> 給電機能【注1】の有無により補助額を設定します。</p> <table border="1" data-bbox="719 448 1401 862"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助対象者</th> <th>給電機能 有</th> <th>給電機能 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">EV</td> <td>事業者</td> <td>37万5千円</td> <td>27万5千円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>45万円</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">PHEV</td> <td>事業者</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>45万円</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>FCV</td> <td>事業者・個人</td> <td>110万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注1】給電機能：外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100ボルト／1500ワット）から電力を取り出せる機能</p> <p><b>(2) 自動車メーカー別の上乗せ補助額</b> 令和4年に集計された販売台数から条件に該当する自動車メーカーの車両については、補助額を上乗せします。 (最大10万円。対象メーカーについてはP15を参照)</p> <p><b>(3) 高額車両における補助額</b> 高額車両（税抜840万円以上）については、算出された補助金額の合計額に0.8を乗じた額を補助額とします。(P16参照)</p> <p>【再生可能エネルギー電力導入による増額申請】 <b>増額申請に「太陽光発電システムによる増額申請」が追加されました。</b></p>		補助対象者	給電機能 有	給電機能 無	EV	事業者	37万5千円	27万5千円	個人	45万円	35万円	PHEV	事業者	30万円	20万円	個人	45万円	35万円	FCV	事業者・個人	110万円	100万円
	補助対象者	給電機能 有	給電機能 無																				
EV	事業者	37万5千円	27万5千円																				
	個人	45万円	35万円																				
PHEV	事業者	30万円	20万円																				
	個人	45万円	35万円																				
FCV	事業者・個人	110万円	100万円																				

## II 助成金を受け取るまでのスケジュール



① 申請者は、助成対象自動車を購入し初度登録を完了した後、**初度登録日から1年以内**に申請を行ってください。(申請書記入日、オンライン申請日ではなく、受付日が基準になります。) **ただし、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず初度登録から1年以内に提出が難しい場合は、事前にご連絡ください。**

※申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。

※予算の範囲を超えそうな場合は事前にホームページで公表します。

予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

### ※オンライン申請・郵送申請受付締切日は

**令和6年3月29日(金曜日)17:00必着**です。

② クール・ネット東京は、申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。

③ クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

### Ⅲ 対象者における手続方法について

#### 1 オンライン申請（推奨）

手続が簡単で郵送料もかからず、受領したことがメールで把握できます。本手引にて詳細の説明を作成しましたので、オンライン申請にご協力をお願いいたします。

#### 2 郵送による申請

オンライン環境がなく、紙による申請を行う場合については以下をご参照ください。受領完了のお知らせ等はありませんので、到達記録（レターパックなど）がわかるよう送付いただくことをお勧めします。

##### (1) 「個人購入」都内に住所を有する。（住民票等で確認）

個人で対象車両を購入した場合

※申請は、販売事業者が代行できます。

**手続の詳細は「P17～P24」です。**

##### (2) 「法人・個人事業主購入」都内に事務所若しくは事業所を有する。（登記簿等で確認）

法人や個人事業主で対象車両を購入した場合

※燃料電池自動車等の普及促進事業実施要綱においては、東京都内に事務所または事業所を有する事業者（国及び地方公共団体は除く。法人格を有しない団体を含む。（または都内に主たる事務所若しくは事業所を有する法人を設立せずに個人で事業を営んでいるものとして、「民間団体等」と位置付けていますが、共通の手引きとなりますのでここでは「法人」や「子時事業主」としております。

※申請は、販売事業者が代行できます。

**手続の詳細は「P25～P32」です。**

##### (3) 「リース」上記(1)又は(2)とリース契約を締結

法人や個人事業主で対象車両を購入した場合

**手続の詳細は「P33～P43」です。**

## IV 共通事項

### 1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、**不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。**

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

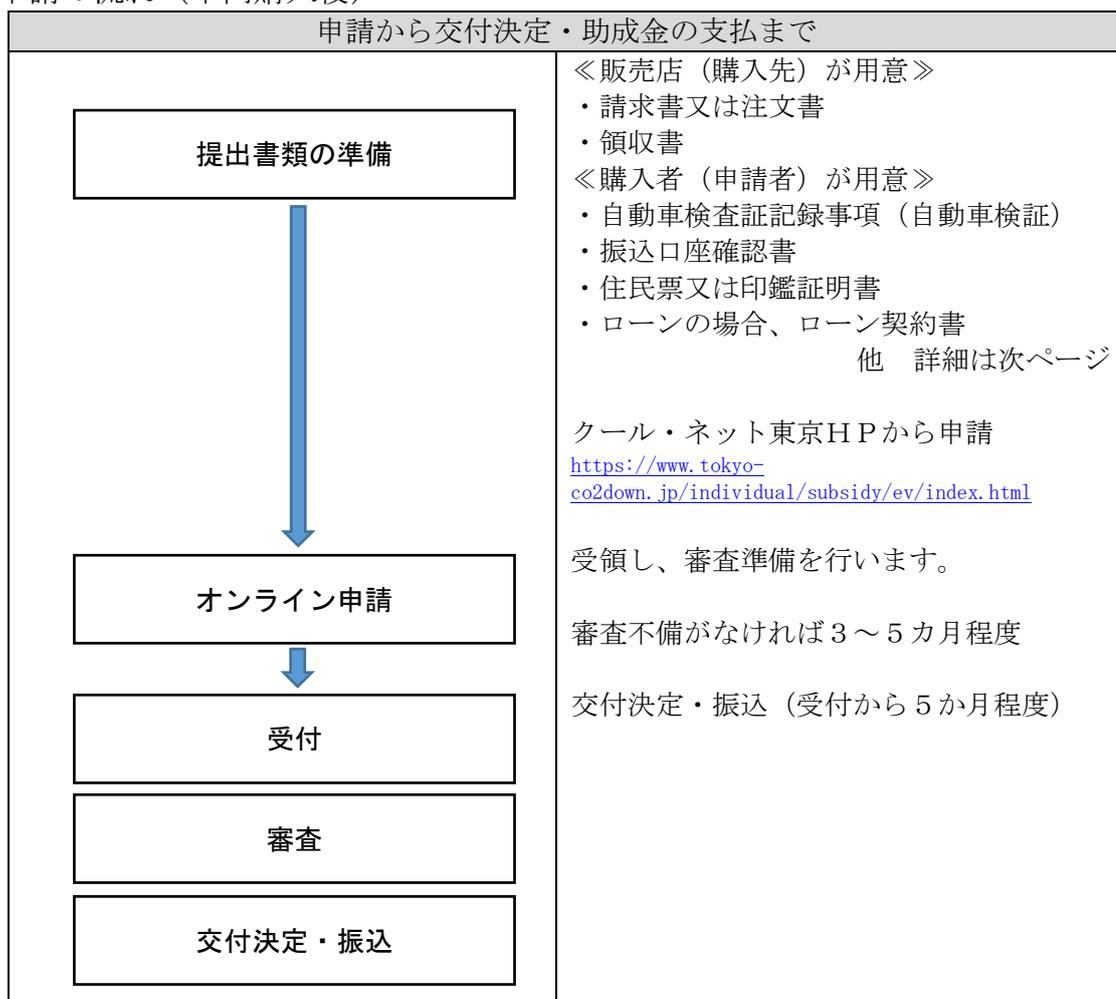
- (1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。
- (3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。
- (5) **助成金を受け取るまでに車両を処分された場合**については、次のとおり処理します。  
申請前：申請できません。  
交付決定前：申請を取り下げてください。  
交付決定後に処分が発覚した場合、虚偽申請にあたる可能性がありますのでご注意ください。

## 2 対象の確認

申請する前に以下に該当するかご確認ください。オンライン申請の際は以下全て該当するものとみなします。よくご確認ください。

✓	書 類				
	(1) 税金の滞納がないもの (交付要綱第 3 条)				
	(2) 刑事上の処分を受けていないもの (交付要綱第 3 条)				
	(3) 公的資金の交付先として社会通念上適切である (交付要綱第 3 条)				
	(4) 暴力団員等でないこと、(交付要綱第 3 条第 2 項)				
	(5) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない。(交付要綱第 4 条) ※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。				
	(6) 助成対象者 (助成対象者がリース事業者の場合は電気自動車等の借主) の自社製品及び助成対象者が役員として所属する法人等々の製品ではない。(交付要綱第 4 条)				
	(7) 都内に住所を有する。				
	(8) 債権譲渡をしないこと。(交付要綱第 11 条) ※ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。				
	(9) CEV 補助金の対象となっている。 <a href="http://www.cev-pc.or.jp/">http://www.cev-pc.or.jp/</a>				
	(10) 新車である。(中古車、新古車は対象外)				
	(11) 初度登録日から申請受付日までの期間が 1 年以内である。				
	(12) 車両の支払いはいずれかに該当する。 ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。 ② 助成対象者が割賦販売 (所有権留保付ローン) で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。 ③ 助成対象者が割賦販売 (所有権留保付ローン) で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。				
	(13) 自動車検査証の記載について、下表の要件を初度登録時から継続して満たす。				
	自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	割賦販売 (所有権留保付ローン) で購入する場合	割賦販売 (所有権留保付ローン) で購入する場合	法人の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合
	所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	販売業者又はローン会社等	販売業者又はローン会社等	助成対象者と同一名義 (割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等)
	使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義	法人等の役員又は従業員の名義
	使用の本拠の位置	都内	都内	都内	都内
上記「✓」は該当するかご確認するものです。また、 <u>過去に虚偽申請 (提出書類の偽装など) があった者は(3)に違反します。</u>					

### 3 申請の流れ（車両購入後）



#### 4 お手元にご用意するもの 【 全申請共通 】

以下の書類をお手元にご用意ください。不備がない申請を優先的に審査いたします。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。

また、修正や書類提出の連絡に対して 30 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とさせていただきます場合がございます。ご注意ください。

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### 《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 車名及び購入価格の確認書類 (請求書又は注文書のコピーなど、車名及び車両本体価格がわかること。)	5MB
	(2) 車両代金の支払いを確認する書類 ⇒申請者が支払いを行い、売主が受領したことがわかる書類を提出 (領収書やローン、クレジット契約書のコピーなど車両本体価格の領収がわかること。)	5MB
	(3) 申請車両を確認する書類 (自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー)	5MB

(1)～(3)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

#### 《記載事項の詳細》

##### (1) 車名及び購入価格の確認書類

確認事項：申請者との契約の有無、対象車種かどうか、助成対象経費（本体価格）

- ①注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。(印字されていない場合は、手書きでも可)
- ③ 車両本体価格及び支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額と確認します。)
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(2) 車両代金の支払いを確認する書類

**確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了**

① 領収書

- 宛名が**申請者と同一名義**であること。

《領収書について》

- 請求書などに記載された**車両代金全額分の領収書**が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。
  - ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。
  - 銀行振込の場合は、販売会社にて領収証がない場合、銀行発行の振込証明書の写しを提出（振込金受取書等） ※ 入金証明書の類は領収証として扱いません。
  - クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。
- ※ （注意）  
金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付してください。

② クレジット（所有権留保付ローン）で購入

- クレジット、ローン契約書を提出すること。（申込書は不可。契約番号が記載されているものが望ましい。少なくとも契約締結日が明記されていること。）
- 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。

(3) 申請車両を確認する書類 【自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー】

**確認事項：所有者、使用者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置**

① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。

※ 「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効

② 申請までの間に**登録番号変更**を行った場合は、変更後のもののみで可

※ その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要

③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

④ 使用の本拠の位置の確認のため、「**自動車検査証記録事項**」を提出いただくようお願いいたします。（電子車検証のコピーでは不可です。）

⑤ **「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること**

※ ただし、次の場合は例外として認める。

■ 車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合

■ 申請車両の登録又は届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合

・ 「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限り、

- 減免制度の適用を受けていることが確認できる書類（写し）  
→減免承認通知書、又は減免申請書（収受印のあるもの）
- 「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類（写し）  
→生計同一証明書、住民票

### 【電子車検証について】

令和5年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

#### 《ダウンロード方法》

- ・NFC 対応※のスマートフォン(iOS,Android)
- ・PC(Windows)+IC カードリーダー

上記いずれかの方法で車検証情報の詳細事項をダウンロードする。  
(電子車検証の情報のみでは詳細情報確認ができないため)  
アプリのダウンロード詳細等は、以下を確認してください。

#### 【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

#### 【車検証閲覧アプリの概要と事前準備】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

※ NFC 対応とは、かざすだけで周辺機器との無線通信を可能にする技術のこと。

※ 電子車検証及び車検証閲覧アプリが普及するまでのしばらくの間は、電子車検証発行時や更新時に IC タグの内容も含めたすべての車検証情報が記載された自動車検査証記録事項が発行されるので、発行された自動車検査証記録事項のコピーにて提出も可能とする。

## 5 申請手続きについて

### (1) 受付期限

**申請受付期限 令和6年3月29日(金曜日) 17:00 まで (オンライン・郵送)**

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

### (2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1回の申請で1台の車両**を申請してください。複数申請の場合、Graffer アカウントでログインすることで記入項目は自動入力され、入力の手間を省けます。

### (3) 申請方法

申請はオンライン申請若しくは郵送で行ってください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

### (4) 申請にあたっての留意事項

#### 【車両関係】

- ・申請前に車両を処分している場合は、申請できません。

- ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京のお問い合わせフォームにてお問合せいただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還及び違約加算金を請求します。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

6 助成金額について

助成対象経費は「車両本体価格（値引きを含む本体の購入に要する費用）」です。 助成金額はオンライン申請で自動計算されます。

なお、助成金額については助成金算定ツールを使用しながら、算出し、申請を進めていただくようお願いいたします。

★助成金算定ツール

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

のページから中段あたりに助成額算定ツールがございます。

**(1) 初度登録日が令和5年3月31日までの車両**

★令和4年度の助成額となります。

車両区分	申請者種別 (リースの場合は貸与先の種別による)	通常	初度登録日： 令和5年3月31日まで
			再エネ100%電力メニュー契約
FCV	法人・個人事業主 ・区市町村・個人（都 民）	1,100,000円	1,350,000円

※1 車両の用途が事業の目的に合致する場合は、法人格を有しない団体も助成対象となります。以降、本手引き内の「法人」には、これを含めます。

※2 再エネ電力導入による増額申請は、リース事業者からは申請できません。貸与先から申請してください。

**(2) 初度登録日が令和5年4月1日以降の車両**

★令和5年度の助成額となります。

補助対象		補助額			
		通常額 (給電機能有)	通常額 (給電機能無)	再エネ100% 電力メニュー契約 (通常額に上乗せ) ※2	太陽光発電システムの 設置(2kW) (通常額に上乗せ) ※2
FCV	個人・法人 ・事業主	1,100,000円	1,000,000円	+250,000円	
	リース事業者			貸与先からの申請になります。 (金額は上記貸与先の区分による)	
ZEV普及特別支援制度の 基準を満たすメーカー車の 場合		上記算出された金額に最大100,000円まで上乗せ			

留意事項：高額車両（本体価格が税抜840万円以上）の場合、補助金額の総額に0.8倍を乗じる。

※1 車両の用途が事業の目的に合致する場合は、法人格を有しない団体も助成対象となります。以降、本手引き内の「法人」には、これを含めます。

※2 再エネ電力導入による増額申請は、再エネ100%電力メニュー契約若しくは太陽光発電システムのどちらか一方となります。また増額申請の場合、リース事業者からは申請できません。貸与先から申請してください。

① 基本助成金額

給電機能の有無により、補助額を設定します。

車両ごとの助成金基準額は[クール・ネット東京HPに記載の一覧表](#)のとおりです。

※ 万が一、CEV補助金 (<http://www.cev-pc.or.jp/>) の対象となっており、[クール・ネット東京HPに記載の一覧表](#)に記載がない車両については、大変お手数おかけしますが、ご連絡 (<https://www.tokyo-co2down.jp/form/?sid=13>) ください。

※ 給電機能：外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100ボルト/1500ワット）から電力を取り出せる機能

② 自動車メーカー別の上乗せ補助額

次の条件に該当する自動車メーカー（自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者）が取り扱う車両については、補助額を上乗せします。（①～④の1項目につき5万円、最大10万円）

【自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者ごとの上乗せ補助額】

自動車車両製造事業者 自動車輸入事業者名	ブランド名	上乗せ補助額
トヨタ自動車株式会社	トヨタ、レクサス	5万円
日産自動車株式会社	日産	10万円
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW, MINI	5万円
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	5万円
本田技研工業株式会社	ホンダ	5万円
マツダ株式会社	マツダ	5万円
三菱自動車工業株式会社	三菱	10万円
Stellantis ジャパン株式会社	プジョー、シトロエン、 DS、ジープ、フィアット、 アバルト、アルファロメオ	5万円
Tesla Motors Japan 合同会社	テスラ	10万円

③ 再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助額

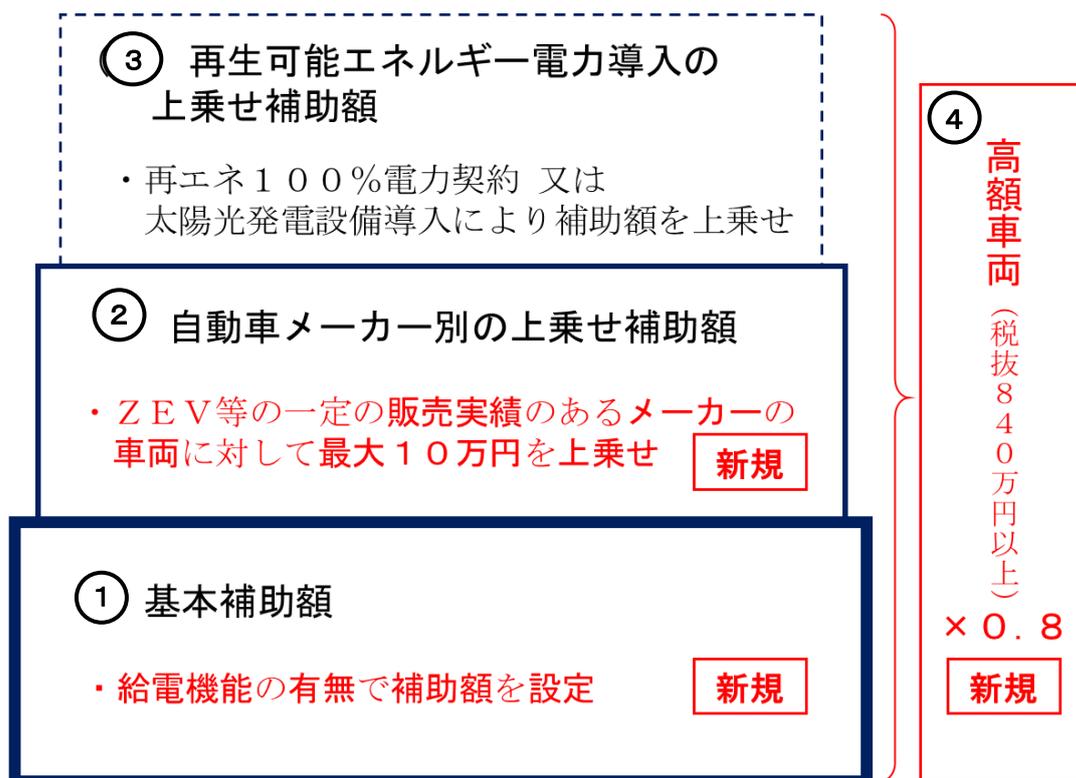
再生可能エネルギー電力を導入している場合、補助額を上乗せします。

	補助対象者	再エネ100%電力メニュー契約	太陽光発電システム設置
EV	法人・個人事業主	12万5千円	25万円
	個人	15万円	30万円
PHEV	法人・個人事業主	10万円	10万円
	個人	15万円	15万円
FCV	法人・個人事業主・個人	25万円	25万円

※ 再エネ電力導入による増額申請は、再エネ100%電力メニュー契約若しくは太陽光発電システム設置のうち一方になります。また、増額申請の場合、リース事業者からは申請できません。貸与先から申請してください。

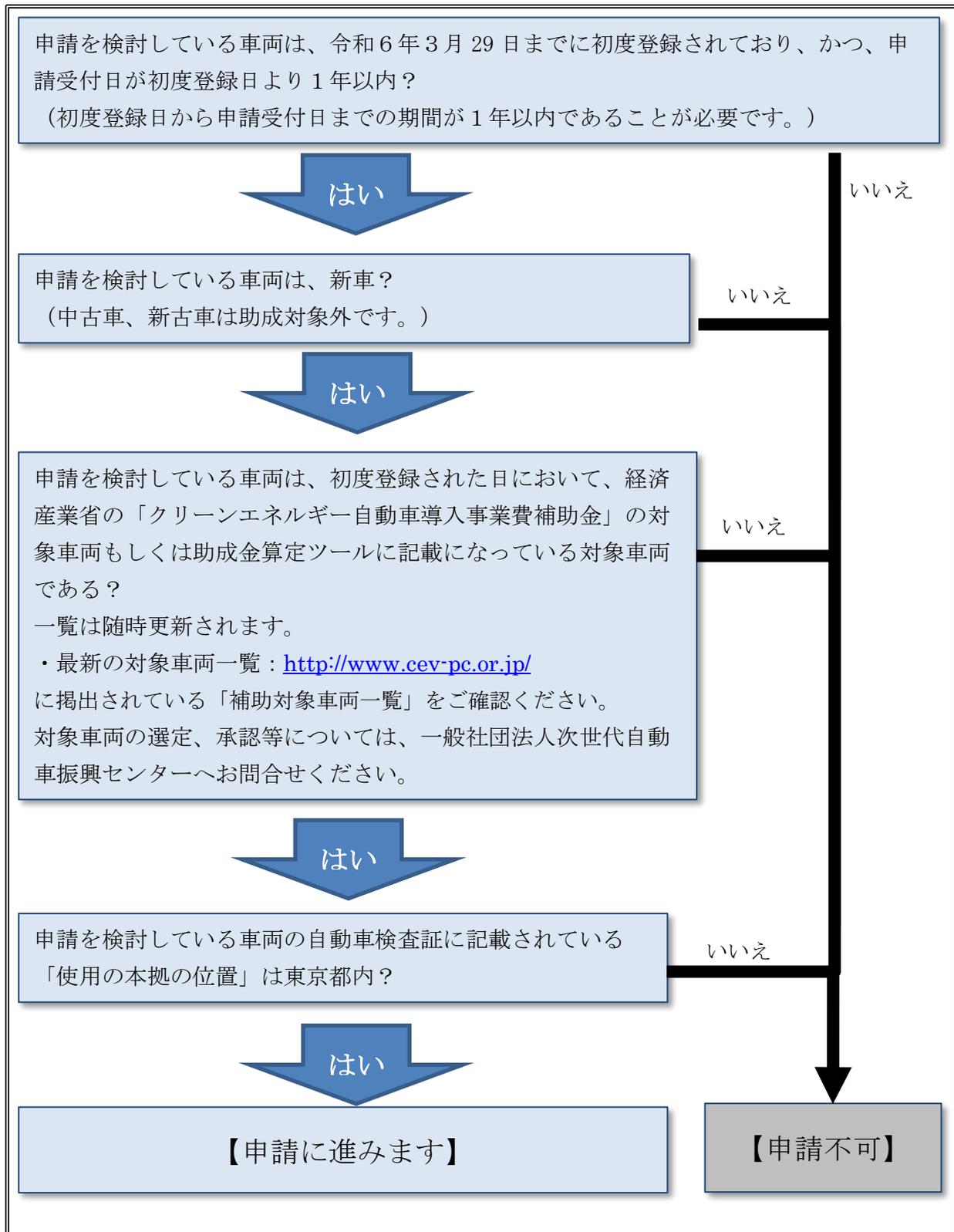
④ 高額車両における補助額

高額車両（税抜840万円以上）については、①から③までの合計額に0.8を乗じた額を補助額とします。



## V 個人申請【使用者が個人若しくは個人リースによる再エネ増額申請】の場合

### 1 申請可否フローチャート



## 2 必要書類

✓	書類	容量	
	(1) 車名及び購入価格の確認書類 (請求書又は注文書のコピーなど、車名及び車両本体価格がわかること。)	5MB	IV 共通事項 にて説明した 書類
	(2) 車両代金の支払いを確認する書類 ⇒申請者が支払いを行い、売主が受領したことがわかる書類を提出 (領収書やローン、クレジット契約書のコピーなど車両本体価格の領収がわかること。)	5MB	
	(3) 申請車両を確認する書類 (自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー)	5MB	
	(4) 住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー (申請者のもの)	5MB	
	(5) <u>増額申請する場合は再生可能エネルギー電力を導入していることがわかる書類</u>	5MB	
	(6) リース契約の借主として申請する場合は、リース契約書 (借主 (申請者) 及び貸与元双方の印があるもの)	5MB	
	(7) リース契約の借主として申請する場合は、借主 (申請者) の誓約書 (第2号様式)	5MB	
	(8) リース契約の借主として申請する場合は、貸与料金の算定根拠明細書	5MB	
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。			

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。 ※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

### ≪ 記載事項の詳細 ≫

(1) ～ (3) は P7 を参照してください。

(4) 住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー (申請者の方がご用意ください。)

#### 確認事項：申請者が都内に住所を有しているか

- ① マイナンバーが記載されていないこと。又は、黒塗りされていること。
- ② 住所が東京都内であること。
- ③ 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。

(5) 再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助について

#### ① 再エネ 100%電力メニュー契約による増額申請

該当の再エネ 100%電力メニューを契約していることがわかる書類 等

#### 確認事項：メニューの名称、提供事業者、契約者名、供給している住所

例：契約書の写し、検針票の写し、提供事業者の web ページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせも可。

■ 対象メニュー

・環境省補助事業における再エネ電力メニューに掲載されているプラン

(<https://www.env.go.jp/air/100.html>)

⇒ 環境省補助における再エネ 100%電力調達要件についての【手法2】再エネ100%電力メニュー一覧に掲載されているもの

・東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元から2年度)又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

キャンペーン名:「みんなでいっしょに自然の電気」

ア 電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」若しくは自動車保管場所証明書(車庫証明書)又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること。

(例) 使用の本拠の位置が住民票と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再エネ100%電力メニューを契約した場合(使用の本拠の位置≠A)  
⇒ 車庫証明書若しくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、再エネ増額可能

※二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

イ 小売電気事業者等と契約締結済であること。

(申込書など申込みの状態では申請できません。)

※既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

ウ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。

※交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。

※処分制限期間の間、公社又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

② 太陽光発電システム設置による増額申請について  
ア 要件について

太陽光発電システム設置による増額申請の要件	
令和4年度 助成 (～R5/3/31 迄の登録分)	
増額申請の対象外 (再エネ 100%電力メニュー契約による増額か通常申請かのどちらかになります。)	
令和5年度 助成 (R5/4/1～登録分)	
① 発電出力が <b>2kW(1.995kW 以上)</b> であること	
② 燃料電池自動車 (FCV) の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること又は当該位置に自営線で接続されていること ※設置住所が違う場合、 <b>自動車保管場所証明書 (車庫証明書) 又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可【使用の本拠の位置＝保管場所の位置＝太陽光設置住所】</b>	
③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議 (IEC) の IEC61646 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。	
実施主体	助成制度名称
1	住宅用太陽光発電モニター事業 (平成6年度から平成8年度まで)
2	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業 (平成9年度から平成13年度まで)
3	住宅用太陽光発電導入促進事業 (平成14年度から平成17年度まで)
4	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業 (平成20年度から平成23年度まで)
5	住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業 (平成23年度から平成25年度まで)
6	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業 (平成25年度から平成27年度まで)
7	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 (平成21年度及び平成22年度)
8	住宅用創エネルギー機器等導入促進事業 (平成23年度及び平成24年度)



イ 提出書類

★ 上記の①、②、③の要件を満たす書類をご用意いただく必要がございます。

～要件～

原則として【A】と【B】の項目からそれぞれ1点ずつ書類を提示してください。

	確認書類	備考
①若しくは②を満たせる書類【A】	接続契約のご案内	
	系統連絡票回答書の控え	・電力会社の返答が記入されているもの
	検針票（購入料金のお知らせなど）	・発電設備が「W発電」も可
	購入実績お知らせサービスなど	・発電設備が「W発電」も可
③を満たす書類【B】	Web 検針票	・発電設備が「W発電」も可
	太陽光モジュール（パネル）の保証書	・設置会社名やお客様名が明記されているもの
	出力対比表	・バーコードや枚数にて、各要件のkw数を満たしていることがわかること。 ・住所表記がない場合は、【A】より満たす書類を提出すること。
【A】+【B】を満たせる可能性のある書類 ※場合によっては他の関連書類の提出を求められます。	太陽光設置における契約書及び竣工図など （例：納品書、工事請負契約書、完工証明書など）	・契約書 → 契約者・施主の双方の印や印紙が貼ってあるなど、契約書としての形式になっているもの ・竣工図などは契約書や完工証明書などの書類とセットにて認める。
	23ページの表又は他の国若しくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類 （交付決定通知書、額確定通知書）	・認証対象外のものでも、左記の助成を受けた証明書類を提出し、公社が認めた場合、【B】を満たすものとする。 （押印の無い申請書や当時の振込明細、予約受付通知書は不可）
【A】+【B】を満たせる可能性のある書類 ※場合によっては他の関連書類の提出を求められます。	再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（認定通知書）	モジュールを確認するものが手元にない方は、太陽光発電設備施工業者、仲介業者など家関連の事業者の方に認定証明書を出してもらおうよう依頼してください。※みなし認定書は不可
	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について（認定証明書）	もし業者が廃業してわからない場合はご自身でご確認いただく必要がございます。「再生可能エネルギー電子申請」をネットなどで検索いただいて、右側のログインID・パスワードが忘れた方はこちらをクリックして内容をご確認いただくようお願いいたします。
<p>《備考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能。</li> <li>・二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用人が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。</li> <li>・太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。</li> <li>・全量売電の場合でも要件を満たしてれば増額申請可能です。</li> <li>・地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。</li> <li>・その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で公社が認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。</li> </ul>		

ウ 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。

※交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。

特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。

※処分制限期間の間、公社又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。

(6) リース契約書

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること

★ リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの

⇒ リースによる増額申請の場合は使用者（貸与先）に補助金が振り込まれます。そのため、月々のリース料金に反映することはできません。ご注意ください。

- ・リース契約成立後の契約書であること。
- ・リース期間、リース料金、車両（登録番号、車台番号等）が記載されていること。
- ・リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
- ・申請者（借主）及び貸与元双方の印があるもの

(7) 貸与料金の算定根拠明細書

（リース契約書で助成金相当額以上が差し引かれていない、かつ契約書に申請者（借主）及び貸与元双方の印がある場合は、（7）は不要です。）

確認事項：リース料金から東京都の助成金が差し引かれていないこと

- ① 借主（申請者）の住民票もしくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること。
- ③ 誓約書（第2号様式）の署名又は記名と一致すること。

(8) リース契約の借主として申請する場合は、借主（申請者）の誓約書（第2号様式）

(1)～(8)の確認事項等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

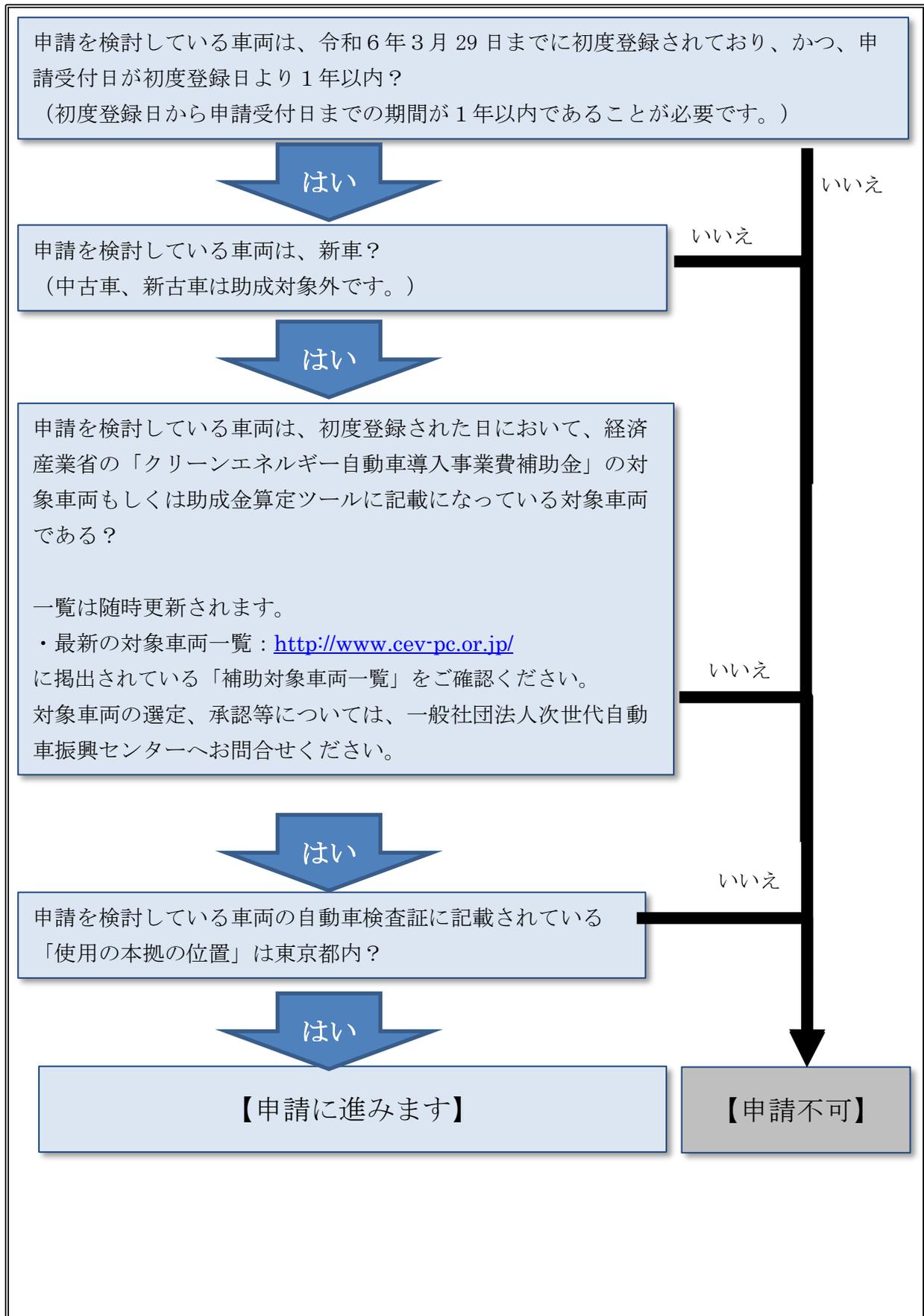
### 3 最終チェックリスト

以下の書類を最後にご確認ください。確認後、チェックすることができます。  
チェックリストとしてご活用ください。

✓	個人申請書類
	<p>第1号様式その1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 住民票又は印鑑証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。</li> <li>➤ 自動車検査証の使用者の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。</li> <li>➤ 請求書及び領収書の宛名と申請者名は一致していますか。</li> <li>➤ 口座内容について記入ミスはございませんか。</li> <li>➤ ※口座内容の記入ミスにより振込みができないケースが多くあります。交付が遅れることにつながりますので必ず通帳等で確認の上記入してください。</li> <li>➤ 記入漏れはありませんか。</li> </ul>
	<p>第1号様式その4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 助成対象自動車と一致していますか。(請求書等のメーカー名・車名・グレード・型式と整合していますか。)</li> <li>➤ 自動車検査証の車台番号と記載情報は一致していますか。</li> <li>➤ 増額申請する場合は、増額申請方法にチェックされていますか。</li> <li>➤ 記入漏れはありませんか。</li> </ul>
	<p>自動車検査証のコピー又はPDF（申請者が所有者及び使用者であること）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。※P8参照</li> </ul>
	<p>請求書等のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 宛名は申請者と一致していますか。</li> <li>➤ 車両本体価格がわかりますか。(下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する場合、現金支払い分とは別に明記されておりますか。)</li> </ul>
	<p>領収証等のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発行者は請求書発行者と一致していますか。</li> <li>➤ 請求書の金額以上か。(車両本体価格以上の支払いが確認できますか。)</li> <li>➤ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金を後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書</li> <li>➤ 振込等で領収書がない場合、金融機関発行の振込金受取書等代用書類を添付してください。</li> </ul>
	<p>第1号様式その5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ すべての項目の確認の上、チェックを記載してありますか。</li> <li>➤ 記名されていますか。</li> </ul>
	<p><b>増額申請する場合は、以下のいずれか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 東京都の指定する再エネ100%電力メニューを契約していることがわかる書類</li> <li>➤ 【～R5.4.1以降】太陽光発電システム（<b>発電出力2kW以上</b>）の設置状況等がわかる書類</li> </ul>
	<p>住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー（申請者のもの）</p>
	<p><b>リース契約の借主として申請する場合は、第2号様式（借主（申請者）の誓約書）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 誓約事項に✓が入っていること。</li> <li>➤ 下部の署名欄に名前の記載があること。</li> </ul>
	<p><b>リース契約の借主として申請する場合は、リース契約書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請者及び貸与元双方の印があるもの（契約締結が確認できるもの）</li> <li>➤ リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの</li> </ul>
	<p><b>リース契約の借主として申請する場合は、貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない、かつ契約書に申請者及び貸与元双方の印（契約締結が確認できるもの）がある場合は省略可</li> </ul>

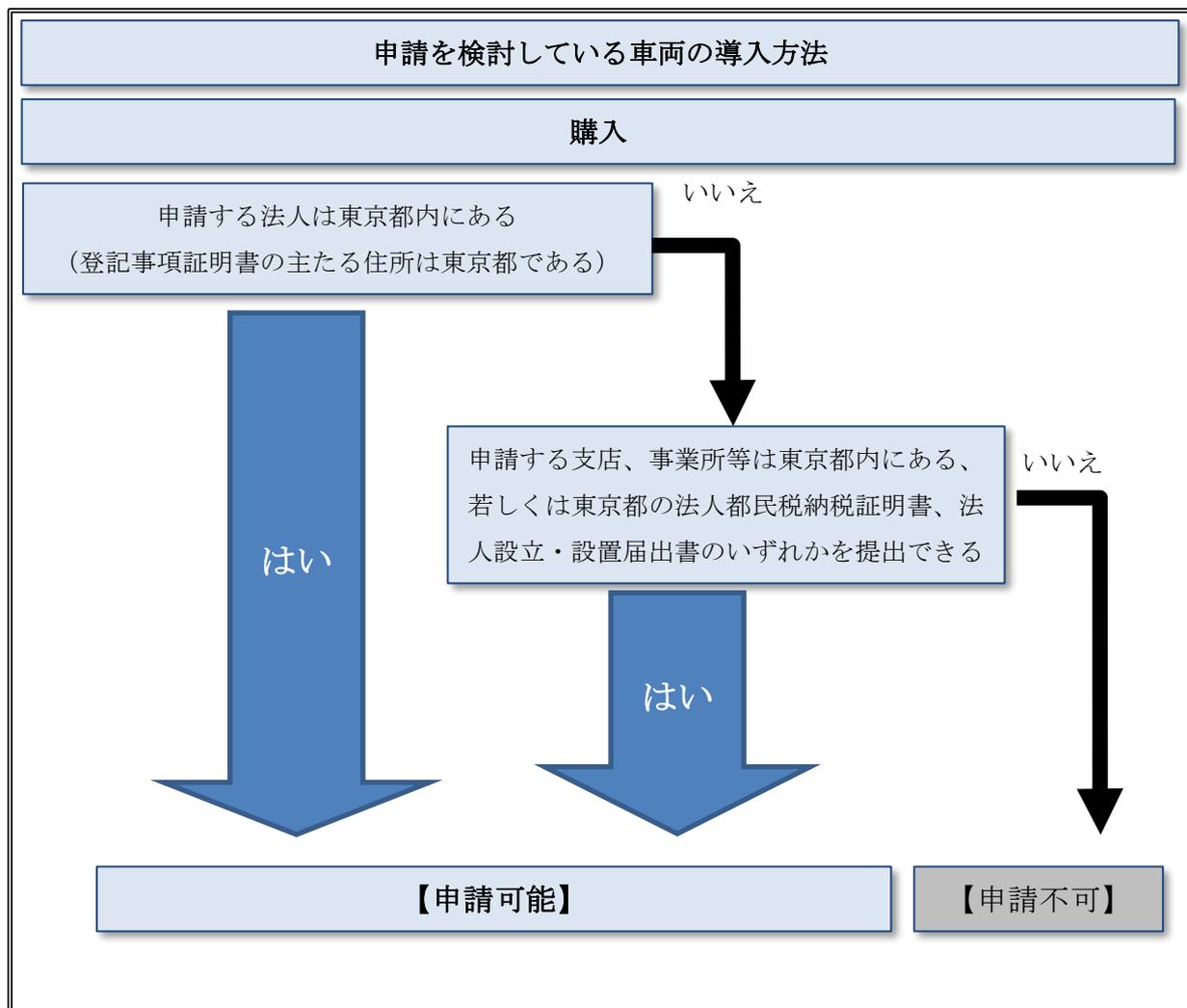
VI 法人・個人事業主申請【使用者が法人・個人事業主若しくは法人・個人事業主リースによる再エネ増額申請】の場合

1 申請可否フローチャート



1 お手元にご用意するもの

(1) 導入方法=購入



## 2 必要書類

✓	書 類	容量	
	(1) 車名及び購入価格の確認書類 (請求書又は注文書のコピーなど、車名及び車両本体価格がわかること。)	5MB	IV 共通事項 にて説明した 書類
	(2) 車両代金の支払いを確認する書類 ⇒ <u>申請者が支払いを行い、売主が受領したことがわかる書類を提出</u> (領収書やローン、クレジット契約書のコピーなど車両本体価格の領収がわかること)	5MB	
	(3) 申請車両を確認する書類 (自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー)	5MB	
	(4) 申請者を確認する書類 《申請者が法人》 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書のコピー ※登記事項証明書に都内事業所等の記載がない場合、次を用意 ・(原則) 法人都民税納税証明書 ・(上記が提出できない場合) 法人設立・設置届出書 《申請者が個人事業主》 住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー (申請者のもの) ※都外在住の場合、次のいずれか (原則) 納税証明書 (上記が提出できない場合) 東京都の開業届若しくは確定申告 B	5MB	
	(5) <u>増額申請する場合は再生可能エネルギー電力を導入していることがわかる書類</u>	5MB	
	(6) 申請する車両の使用者が役員・従業員である場合は、「車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書」 使用者が役員で、登記事項証明書に役員名の記載がない場合は、「法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類」		
	(7) リース契約の借主として申請する場合は、リース契約書 (借主 (申請者) 及び貸与元双方の印があるもの)	5MB	
	(8) リース契約の借主として申請する場合は、借主 (申請者) の誓約書 (第 2 号様式)	5MB	
	(9) リース契約の借主として申請する場合は、貸与料金の算定根拠明細書	5MB	
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。			

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。 ※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

### 《記載事項の詳細》

(1)～(3)は P7 を参照してください。

(4) 申請者が確認できる書類

《申請者が法人》

登記事項証明書の原本又はコピー (申請者の方がご用意ください。)

**確認事項：申請者が都内に住所を有しているか**

① 本店住所並びに支店が東京都内であること。

- ② 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ③ **法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。**
- ④ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。
  - ※ 登記事項に掲載の無い申請の場合、以下の書類をご提出ください。
    - ・(原則) 法人都民税納税証明書
    - ・(上記が提出できない場合) 法人設立・設置届出書

《申請者が個人事業主》

住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー（申請者のもの）

- ① マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされていること。
- ② 住所が東京都内であること。
- ③ 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
  - ※ 都外在住の場合、下記のいずれか
    - ・(原則) 納税証明書
    - ・(上記が提出できない場合) 東京都の開業届もしくは確定申告B

(5) 再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助について

① **再エネ100%電力メニュー契約による増額申請**

該当の再エネ100%電力メニューを契約していることがわかる書類 等

**確認事項：メニューの名称、提供事業者、契約者名、供給している住所**

例：契約書の写し、検針票の写し、提供事業者のwebページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせも可

■ 対象メニュー

- ・環境省補助事業における再エネ電力メニューに掲載されているプラン  
 (<https://www.env.go.jp/air/100.html>)  
 ⇒ 環境省補助における再エネ100%電力調達要件についての【手法2】再エネ100%電力メニュー一覧に掲載されているもの
- ・東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元から2年度)又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの  
 キャンペーン名:「みんなでいっしょに自然の電気」

ア 電気の供給先が車両の自動車車検証の「使用の本拠の位置」若しくは**自動車保管場所証明書(車庫証明書)**又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること。

(例) 使用の本拠の位置が住民票と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再エネ100%電力メニューを契約した場合(使用の本拠の位置≠A)  
 ⇒ 車庫証明書若しくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、再エネ増額可能

※二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の利用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

イ 小売電気事業者等と**契約締結済**であること。

(申込書など申込みの状態では申請できません。)

※既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

ウ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。

※交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。

※処分制限期間の間、公社又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

## ② 太陽光発電システム設置による増額申請について

### ア 要件について

太陽光発電システム設置による増額申請の要件	
令和4年度 助成 (～R5/3/31迄の登録分)	
増額申請の対象外 (再エネ100%電力メニュー契約による増額か通常申請かのどちらかになります。)	
令和5年度 助成 (R5/4/1～登録分)	
① 発電出力が <b>2kW(1.995kW以上)</b> であること	
② 燃料電池自動車 (FCV) の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであること又は当該位置に自営線で接続されていること ※設置住所が違う場合、 <b>自動車保管場所証明書 (車庫証明書) 又は保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可【使用の本拠の位置＝保管場所の位置＝太陽光設置住所】</b>	
③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議 (IEC) の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。	
実施主体	助成制度名称
1	住宅用太陽光発電モニター事業 (平成6年度から平成8年度まで)
2	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業 (平成9年度から平成13年度まで)
3	住宅用太陽光発電導入促進事業 (平成14年度から平成17年度まで)
4	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業 (平成20年度から平成23年度まで)
5	住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業 (平成23年度から平成25年度まで)
6	都 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業 (平成25年度から平成27年度まで)
7	公社 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 (平成21年度及び平成22年度)
8	住宅用創エネルギー機器等導入促進事業 (平成23年度及び平成24年度)

### イ 提出書類

★ 上記の①、②、③の要件を満たす書類をご用意いただく必要があります。

～要件～

原則として【A】と【B】の項目からそれぞれ1点ずつ書類を提示してください。

下表の図はあくまで参考となります。その他、こちらの図にないもので要件を満た

す書類があれば審査の過程で認める可能性がございます。

	確認書類	備考
①若しくは ②を満たせる 書類 【A】	接続契約のご案内	
	系統連絡票回答書の控え	・電力会社の返答が記入されているもの
	検針票（購入料金のお知らせなど）	・発電設備が「W発電」も可
	購入実績お知らせサービスなど	・発電設備が「W発電」も可
③を満たす 書類【B】	Web 検針票	・発電設備が「W発電」も可
	太陽光モジュール（パネル）の保証書	・設置会社名やお客様名が明記されているもの
	出力対比表	・バーコードや枚数にて、各要件のkw数を満たしていることがわかること。 ・住所表記がない場合は、【A】より満たす書類を提出すること。
	太陽光設置における契約書及び竣工図など （例：納品書、工事請負契約書、完工証明書など）	・契約書 → 契約者・施主の双方の印や印紙が貼ってあるなど、契約書としての形式になっているもの ・竣工図などは契約書や完工証明書などの書類とセットにて認める。
【A】 + 【B】 を満たせる 可能性がある 書類 <u>※場合によっては他の関連書類の提出を求める可能性がございます。</u>	P28 の表又は他の国若しくは区市町村で定める太陽光発電システムに関連した助成を受けたことがわかる書類 （交付決定通知書、額確定通知書）	・認証対象外のものでも、左記の助成を受けた証明書類を提出し、公社が認めた場合、【B】を満たすものとする。 （押印の無い申請書や当時の振込明細、予約受付通知書は不可）
	再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（認定通知書）	モジュールを確認するものが手元にはない方は、太陽光発電設備施工業者、仲介業者など家関連の事業者の方に認定証明書を出してもらおうよう依頼してください。※みなし認定書は不可
	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について（認定証明書）	もし業者が廃業してわからない場合はご自身でご確認いただく必要がございます。 「再生可能エネルギー電子申請」をネットなどで検索いただいて、右側のログインID・パスワードが忘れた方はこちらをクリックして内容をご確認いただくようお願いいたします。
<p>《備考》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能。</li> <li>・二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。</li> <li>・太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。</li> <li>・全量売電の場合でも要件を満たせば増額申請可能です。</li> <li>・地番標記にて記載のあるものでも可ですが、なるべく使用の本拠の位置と同一である書類をご用意ください。</li> <li>・その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で公社が認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。</li> </ul>		

ウ 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは

可能です。

※ 交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

**車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。**

※ 処分制限期間の間、公社又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。

(6) 申請する車両の使用者が役員・従業員である場合【法人のみ】

⇒ 「車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書」を提出してください。

(掲載場所：[https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/evphv\\_fc\\_v\\_shinsei#phv](https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/evphv_fc_v_shinsei#phv))

使用者が役員で、登記事項証明書に役員名の記載がない場合は、「法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類」

例：使用者の源泉徴収票など

(7) リース契約書【増額申請の場合のみ】

**確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること**

★ **リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの**

⇒ **リースによる増額申請の場合は使用者（貸与先）に補助金が振り込まれます。そのため、月々のリース料金に反映することはできません。ご注意ください。**

- ・リース契約成立後の契約書であること。
- ・リース期間、リース料金、車両（登録番号、車台番号等）が記載されていること。
- ・リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
- ・申請者（借主）及び貸与元双方の印があるもの

(8) リース契約の借主として申請する場合は、借主（申請者）の誓約書（第2号様式）

- ・誓約事項のチェック項目に✓が入っていること。
- ・署名欄に申請者の名前が入っていること。

(9) 貸与料金の算定根拠明細書

（リース契約書で助成金相当額以上が差し引かれていない、かつ契約書に申請者（借主）及び貸与元双方の印がある場合は、(7)は不要です。）

**確認事項：リース料金から東京都の助成金が差し引かれていないこと**

- ① 借主（申請者）の住民票若しくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること、
- ③ 誓約書（第2号様式）の署名又は記名と一致すること。

(1)～(9)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

### 3 最終チェックリスト

以下の書類を最後にご確認ください。確認後、チェックすることができます。チェックリストとしてご活用ください。

✓	法人申請書類
	第1号様式その2
	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 登記事項証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。</li><li>➤ 自動車検査証の使用者の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。</li><li>➤ 請求書及び領収書の宛名と申請者名は一致していますか。</li><li>➤ 記入漏れはありませんか。</li><li>➤ <b>口座内容について記入ミスはございませんか。</b></li></ul>
	<b>※口座内容の記入ミスにより振込みができないケースが多くあります。交付が遅れることにつながりますので必ず通帳等で確認の上記入してください。</b>

	<p>第1号様式その4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 助成対象自動車と一致していますか。(請求書のメーカー名・車名・グレード・型式と整合していますか。)</li> <li>➤ 自動車検査証の車台番号と記載情報は一致していますか。</li> <li>➤ 増額申請する場合は、増額申請方法にチェックされていますか。</li> <li>➤ 記入漏れはありませんか。</li> </ul>
	<p>自動車検査証のコピー又はPDF(申請者が所有者及び使用者であること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。※P15参照</li> </ul>
	<p>請求書等のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 宛名は申請者と一致していますか。</li> <li>➤ 車両本体価格がわかりますか。(下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する場合、現金支払い分とは別に明記されておりますか。)</li> </ul>
	<p>領収証等のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発行者は請求書発行者と一致していますか。</li> <li>➤ 請求書の金額以上か。(車両本体価格以上の支払いが確認できますか。)</li> <li>➤ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金を後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書</li> <li>➤ 振込等で領収書がない場合、金融機関発行の振込金受取書等代用書類を添付してください。</li> </ul>
	<p>第1号様式その5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ すべての項目の確認の上、チェックを記載してありますか。</li> <li>➤ 記名されていますか。</li> </ul>
	<p><b>増額申請する場合は、以下のどちらか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 東京都の指定する再エネ100%電力メニューを契約していることがわかる書類</li> <li>➤ 【～R5.4.1以降】太陽光発電システム(発電出力2kW以上)の設置状況等がわかる書類</li> </ul>
	<p>《申請者が法人》</p> <p>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のコピー</p> <p>※登記事項証明書に都内事業所等の記載がない場合、下記を用意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(原則) 法人都民税納税証明書</li> <li>・(上記が提出できない場合) 法人設立・設置届出書</li> </ul> <p>《申請者が個人事業主》</p> <p>住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー(申請者のもの)</p> <p>※都外在住の場合、下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(原則) 納税証明書</li> <li>(上記が提出できない場合) 東京都の開業届もしくは確定申告B</li> </ul>
	<p>当該法人の役員・従業員が車庫証明を取得している(車検証の使用者が役員・従業員となる)場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書(使用者が役員で、登記事項証明書に役員名の記載がない場合)</li> <li>・法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類</li> </ul>
	<p><b>リース契約の借主として申請する場合は、第2号様式(借主(申請者)の誓約書)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 誓約事項に✓が入っていること</li> <li>➤ 下部の署名欄に名前の記載があること</li> </ul>
	<p><b>リース契約の借主として申請する場合は、リース契約書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請者及び貸与元双方の印があるもの(契約締結が確認できるもの)</li> <li>➤ リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの</li> </ul>
	<p><b>リース契約の借主として申請する場合は、貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リース契約書で助成金額以上が差し引かれていないこと、及び契約書に申請者</li> </ul>

及び貸与元双方の印（契約締結が確認できるもの）がある場合は省略可）

## Ⅶ 「リース事業者」の申請について

### 1 始めに

#### ■リース事業者の皆様へ

申請者及び助成金の支払先は、原則「リース事業者」です。ただし、再エネ導入による増額申請を行う場合は、申請者および助成金の支払先は「エンドユーザー(貸与先)」となります。リース契約を締結する際は、増額申請するかご確認をお願いします。

リース事業者が申請者となる場合は、エンドユーザーに助成金の利益が還元されるよう、リース料金から助成金相当分を減額している必要があります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの(国補助やその他の助成金)も含まれます。一括還元は原則、認めておりません。

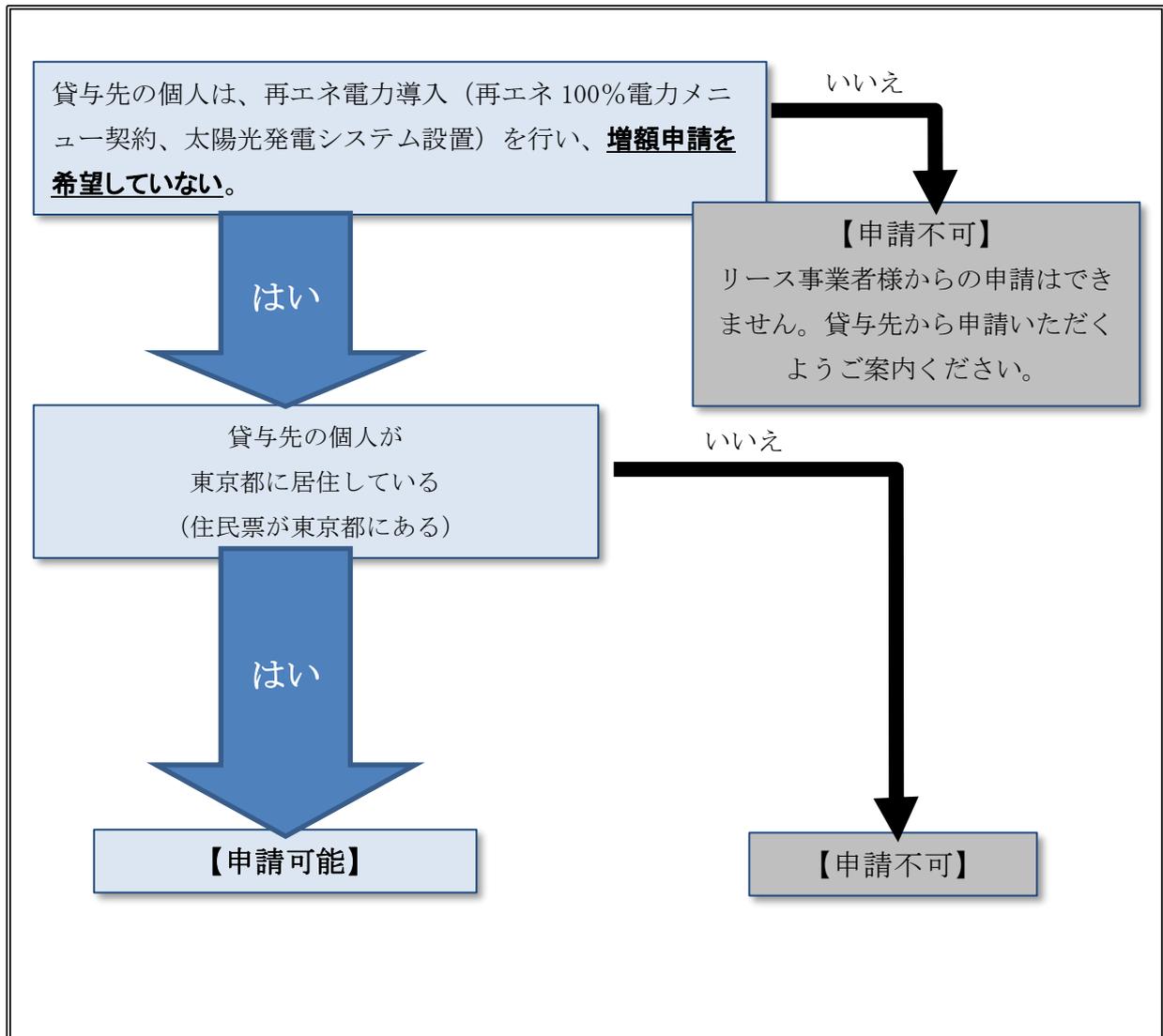
再エネ電力導入による増額申請をすることから、エンドユーザーが申請者となる場合は、減額の必要はありませんが、リース事業者の方はエンドユーザーの方に対し、助成金申請の手続のご協力をお願いします。

助成金申請時点で、リース契約期間が処分制限期間より短い場合、助成金交付後、処分制限期間中にリースを途中解約することになった場合、下表のと通りの扱いとなります。

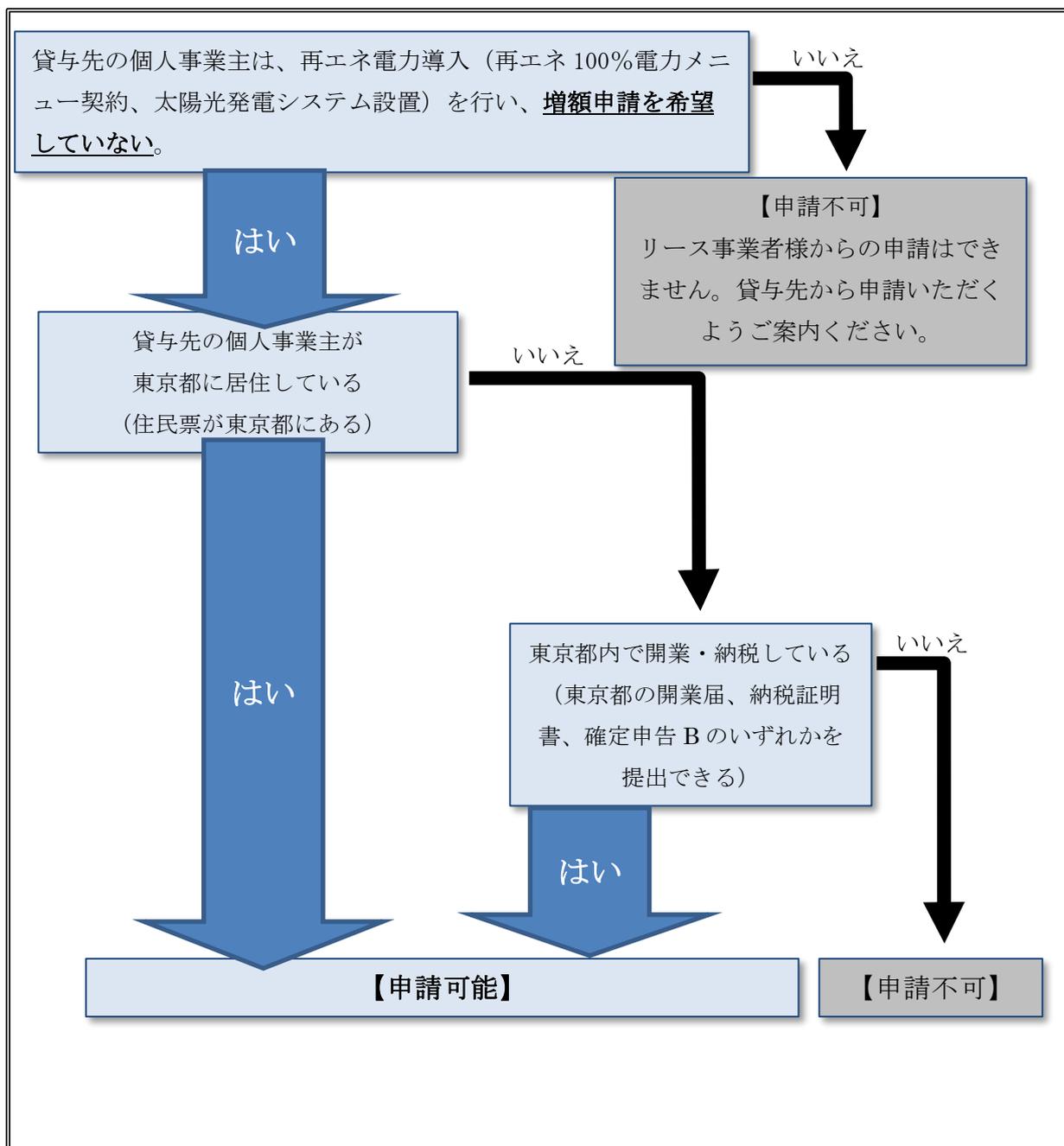
リース契約満了後の予定	助成金申請時点における申請の可否	交付決定後における途中解約
リース事業者が車両保管する	申請不可	返納金あり
当初貸与先に再リースする	事前にご相談ください。	「変更届出書」を提出
新たな貸与先に中古リースする	事前にご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな貸与先が本要綱の規定に合致している場合…返納金免除</li> <li>免除された金額を新たな貸与先に還元されるよう、中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」及び「再締結したリース契約書」を提出すること。</li> <li>・上記以外…返納金あり</li> </ul>
当初貸与先に売却する	申請不可	返納金あり
当初貸与先以外に売却する	申請不可	返納金あり
未定	申請不可	—

## 2 申請可否フローチャート

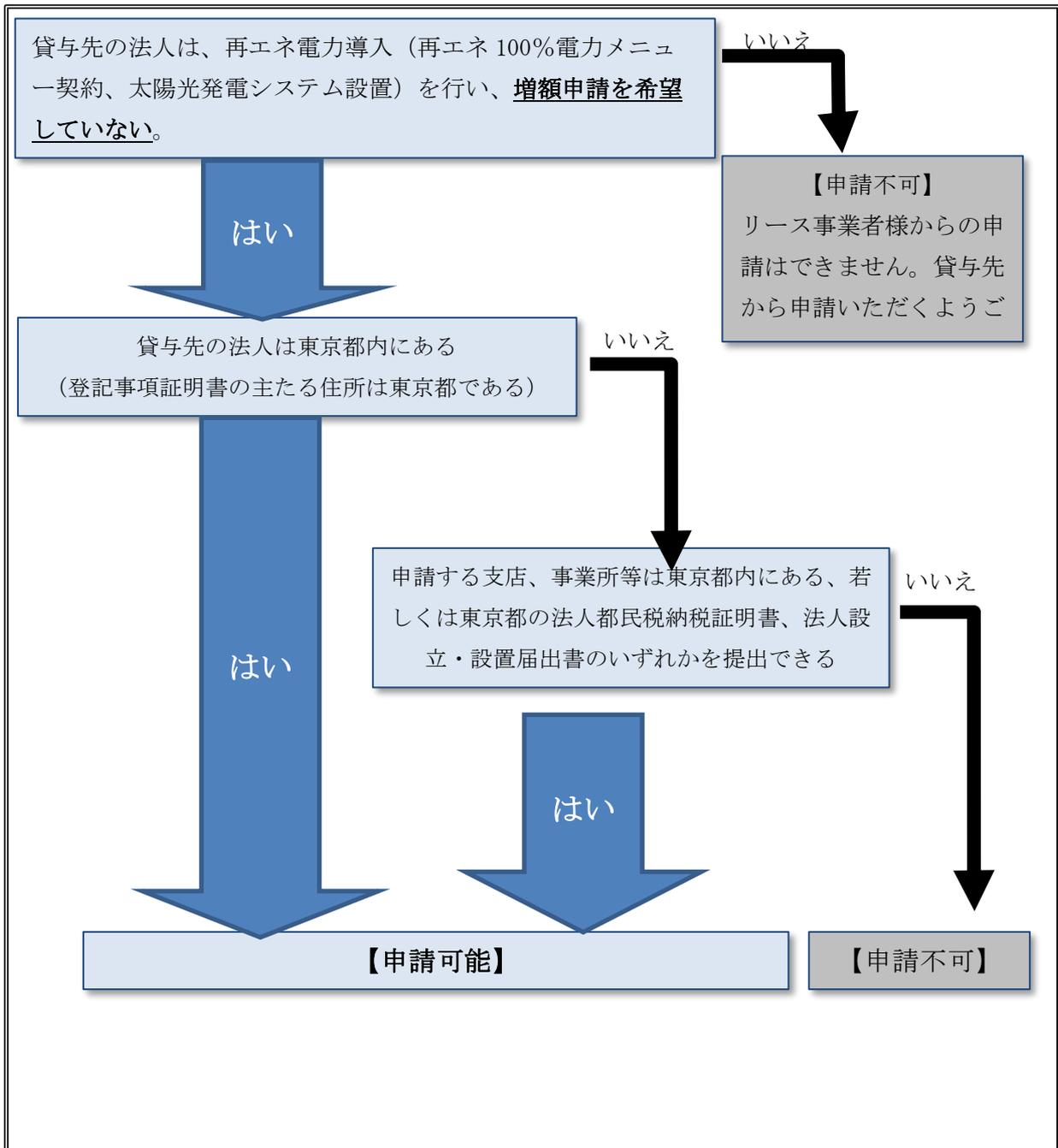
### (1) 貸与先=個人



(2) 貸与先＝個人事業主



(3) 貸与先=法人



### 3 必要書類

#### ■ リース事業者分

✓	書 類	容量	IV 共通事項 にて説明した 書類
	(1) 車名及び購入価格の確認書類 (請求書又は注文書のコピーなど、車名及び車両本体価格がわかること)	5MB	
	(2) 車両代金の支払いを確認する書類 ⇒申請者が全額支払いを行い、売主が受領したことがわかる書類を提出 (領収書やローン、クレジット契約書のコピーなど車両本体価格の領収がわかること)	5MB	
	(3) 申請車両を確認する書類 (自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー)	5MB	
	(4) 申請者<<リース事業者>>を確認する書類 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のコピー)	5MB	
	(5) リース契約書(借主(申請者)及び貸与元双方の印があるもの)	5MB	
	(6) 貸与先の誓約書(第2号様式)	5MB	
	(7) 貸与料金の算定根拠明細書	5MB	
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。			

#### ■ 貸与先分

✓	書 類
個人	(8) 住民票又は印鑑証明書のコピー ・算定根拠明細書に入力した住所、氏名と一致していること
個人事業主	《個人事業主の場合》 都外在住の場合、次のいずれかをご用意ください ・(原則) 納税証明書 ・(上記が提出できない場合) 開業届若しくは確定申告B
法人	(9) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のコピー 登記事項証明書に都内事業所等の記載がない場合、次のいずれか ・(原則) 法人住民税納税証明書 ・(上記が提出できない場合) 法人設立・設置届出書
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	

※ 貸与先が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください(お問い合わせフォームをご活用ください)。

#### 《記載事項の詳細》

(1) ～(3)はP7を参照してください。

(4) 申請者が確認できる書類

登記事項証明書の原本又はコピー(申請者の方がご用意ください。)

**確認事項：申請者が都内に住所を有しているか**

① 本店住所並びに支店が東京都内であること。

② 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。

③ **法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。**

④ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。

※登記事項に掲載の無い申請の場合、以下の書類をご提出ください。

- ・(原則) 法人都民税納税証明書
- ・(上記が提出できない場合) 法人設立・設置届出書

(5) リース契約書

**確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること**

- ① リース契約成立後の契約書であること。
- ② リース期間、リース料金、車両（登録番号、車台番号等）が記載されていること。
- ③ リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
- ④ 申請者（借主）及び貸与元双方の印があるもの
- ⑤ **月々リース料金から助成金額以上が差し引かれているものを確認します。**  
⇒ リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、以下の方法にて書類をそろえてください。
  - ア 当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する  
⇒ イの特記事項記載できない場合、(9)の算定根拠明細書を添付。
  - イ 契約書の特記事項欄などに「補助金を均等相殺する」旨と月額の詳細が記載されているもの
  - ウ 契約書助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した**覚書等**を申請者及び貸与先で締結のうえ提出すること。

(イの特記事項例文)

【補助金に関する事項】

本契約のリース物件車両は、東京都における燃料電池自動車等の普及促進事業助成金の対象車であり、助成金〇〇円を受領した場合には、月額リース料に均等相殺します。

リース料金総額(税抜き)	補助金無し ●●円
	補助金有り △△円
月額リース料金(税抜き)	補助金無し ●●円
	補助金有り △△円
	2回目以降 ●●円

(6) 誓約書（第2号様式）

⇒ 貸与先のものがが必要です。

(7) 貸与料金の算定根拠明細書

(リース契約書で助成金相当額以上が差し引かれており、かつ契約書に申請者（借主）及び貸与元双方の印がある場合は、(9)は不要です。)

**確認事項：リース料金から東京都の助成金が差し引かれていること**

- ① 借主（申請者）の住民票若しくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること。
- ③ 誓約書（第2号様式）の署名又は記名と一致すること。

■ 貸与先書類

《貸与先が個人》

(8) 貸与先の住民票または印鑑証明書の原本又はコピー（申請者の方がご用意ください。）

**確認事項：申請者が都内に住所を有しているか**

- ① マイナンバーが記載されていないこと。又は、黒塗りされていること。
- ② 住所が東京都内であること。
- ③ 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。

《貸与先が個人事業主》

- 貸与先の住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー（申請者のもの）
- ① マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされていること。
  - ② 住所が東京都内であること。
  - ③ 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ※都外在住の場合、下記のいずれか
- ・（原則）納税証明書
  - ・（上記が提出できない場合）東京都の開業届若しくは確定申告B

《貸与先が法人の場合》

- (9) 貸与先の登記事項証明書の原本又はコピー
- 確認事項：申請者が都内に住所を有しているか**
- ① 本店住所並びに支店が東京都内であること。
  - ② 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
  - ③ **法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。**
  - ④ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。
- ※登記事項に掲載の無い申請の場合、以下の書類をご提出ください。
- ・（原則）法人住民税納税証明書
  - ・（上記が提出できない場合）法人設立・設置届出書

(1)～(9)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

#### 4 最終チェックリスト

以下の書類を最後にご確認ください。確認後、チェックすることができます。チェックリストとしてご活用ください。

✓	法人申請書類
	第1号様式その2 ➤ 登記事項証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ➤ 自動車検査証の使用者の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ➤ 請求書及び領収書の宛名と申請者名は一致していますか。 ➤ 振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）と記載されている口座情報は一致していますか。 ➤ 記入漏れはありませんか。
	第1号様式その4 ➤ 助成対象自動車と一致していますか。（請求書のメーカー名・車名・グレード・型式と整合していますか。） ➤ 自動車検査証の車台番号と記載情報は一致していますか。 ➤ 増額申請する場合は、増額申請方法にチェックされていますか。 ➤ 記入漏れはありませんか。
	自動車検査証のコピー又はPDF（申請者が所有者及び使用者であること） ➤ 電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。※P15参照
	請求書等のコピー ➤ 宛名は申請者と一致していますか。 ➤ 車両本体価格がわかりますか。（下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する場合、現金支払い分とは別に明記されておりますか。）
	領収証等のコピー ➤ 発行者は請求書発行者と一致していますか。 ➤ 請求書の金額以上か。（車両本体価格以上の支払いが確認できますか。） ➤ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金を後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書

	<p>➤ 振込等で領収書がない場合、金融機関発行の振込金受取書等代用書類を添付してください。</p>
	<p>第1号様式その5</p> <p>➤ すべての項目の確認の上、チェックを記載してありますか。</p> <p>➤ 記名されていますか。</p>
	<p><b>登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）コピー（申請者のもの）</b></p>
	<p><b>第2号様式（貸与先の誓約書）</b></p>
	<p><b>リース契約書</b></p> <p>➤ 申請者及び貸与先双方の印があるもの（契約締結が確認できるもの）</p> <p>➤ リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの</p> <p>※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、当該金額をリース料金から差し引く旨を明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出してください。</p>
	<p><b>貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）</b></p> <p>リース契約書で助成金額以上が差し引かれてあり、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印（契約締結が確認できるもの）がある場合は省略可</p>
	<p><b>（貸与先が個人の場合）住民票もしくは印鑑証明書のコピー</b></p> <p>算定根拠明細書に入力した住所、氏名と一致していること。</p>
	<p><b>（貸与先が個人事業主の場合）住民票もしくは印鑑証明書のコピー</b></p> <p>➤ 算定根拠明細書に入力した住所、氏名と一致していること。</p> <p>※都外在住の場合、次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（原則）納税証明書</li> <li>・（上記が提出できない場合）開業届もしくは確定申告B</li> </ul>
	<p><b>（貸与先が法人の場合）登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）のコピー</b></p> <p>➤ 算定根拠明細書に入力した住所、氏名と一致していること。</p> <p>※登記事項証明書に都内事業所等の記載がない場合、下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（原則）法人都民税納税証明書</li> <li>・（上記が提出できない場合）法人設立・設置届出書</li> </ul>
	<p><b>（貸与先が法人で）当該法人の役員・従業員が車庫証明を取得している（車検証の使用者が役員・従業員となる）場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書（使用者が役員で、登記事項証明書に役員名の記載がない場合）</li> <li>・法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類</li> </ul>

## VIII 申請手続きについて

### (1) 受付期限

**オンライン申請受付期限 令和6年3月29日（金曜日）17:00まで**

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

※予算に限りがございますので、関係書類が整い次第、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

### (2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

ただし、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② **1回の申請で1台の車両**を申請してください。複数申請の場合、Graffer アカウントでログインすることで記入項目は自動入力され、入力の手間を省けます。

### (3) オンライン申請の手続き方法

① クール・ネット東京HPより助成金事業のページへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>



② オンライン申請ガイド

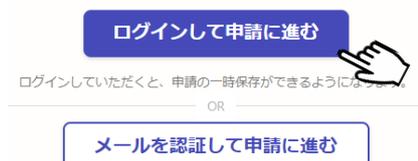
記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。  
本誌では省略します。

③ オンライン申請（2023年4月現在）

1) 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

2) ログインについて



Graffer アカウントを作成すると申請の一時保存ができます。

**Graffer**  
スマート申請

 **Googleでログイン**

 **LINEでログイン**

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

**メールアドレス** 必須

メールアドレスを入力してください。

**パスワード** 必須

パスワードを入力してください。

**Grafferアカウントでログイン**

パスワードをお忘れの場合[リセット](#)することができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) 及び[個人情報の取り扱いについて](#)

上記に同意してサービスを利用する

[Grafferアカウントを作成する](#)

①Google アカウントやLINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③**新規登録**する場合は左テキストをクリック  
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

3) 申請フォームに従い、入力してください。

(4) 申請にあたっての留意事項

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話（050-3155-5646）いただき、申請取下げを申し出てください。
- ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(5) 手続代行

助成対象者は、助成対象自動車を販売する者に、助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

手続代行を依頼した場合、クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。

また、クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

## IX 助成金を申請後に必要なこと

### 1 助成事業の経理（交付要綱第 18 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱表 2 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間（IX 8 (2) 参照）を超過するまでの期間保存してください。

### 2 調査等（交付要綱第 19 条）

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

### 3 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第 3 号様式）を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 5 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

### 4 交付決定の取消し（交付要綱第 12 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
  - (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
  - (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
  - (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
  - (5) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

本助成金の返還（交付要綱第 13 条）、違約加算金（交付要綱第 14 条）、延滞金（交付要綱第 15 条）等については交付要綱をご確認ください。

### 5 軽微な変更

- (1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があつた場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。
  - ・申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）
  - ・申請者の住所変更
  - ・自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
  - ・リース契約に関する変更（再リースなど）
- (2) 以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。
  - ・助成対象者の「一般乗用旅客運送事業者」についての要件を満たすこと。
  - ・車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること。
- (3) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。
  - ・変更届出書（クール・ネット東京のHPでダウンロード可能）
  - ・変更後の自動車検査証の写し
  - ・その他の変更が確認できる公的書類の写し

### 6 処分にあたる変更

以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、

処分に該当します。処分の手続については 10 以降をご確認ください。

(1) 助成対象者の「都内」の要件を満たすこと。

個人事業主：個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること。

法人：法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること・

リース事業者：貸主が上記要件を満たすこと・

(2) 車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること・

## 7 処分（交付要綱第 17 条）

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。

処分の例は以下のとおりです。

処分の例	処分の基準日
申請者又は貸与先住所の都外への変更	登記簿等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む。）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

## 8 処分の制限（交付要綱第 17 条）

(1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む。）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

(2) 本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

FCV（交付要綱 別表第 3 第 17 条及び第 18 条関係）

区分	処分制限期間
燃料電池自動車（燃料電池タクシーを除く。）	4 年
燃料電池タクシー	3 年

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。**承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。**

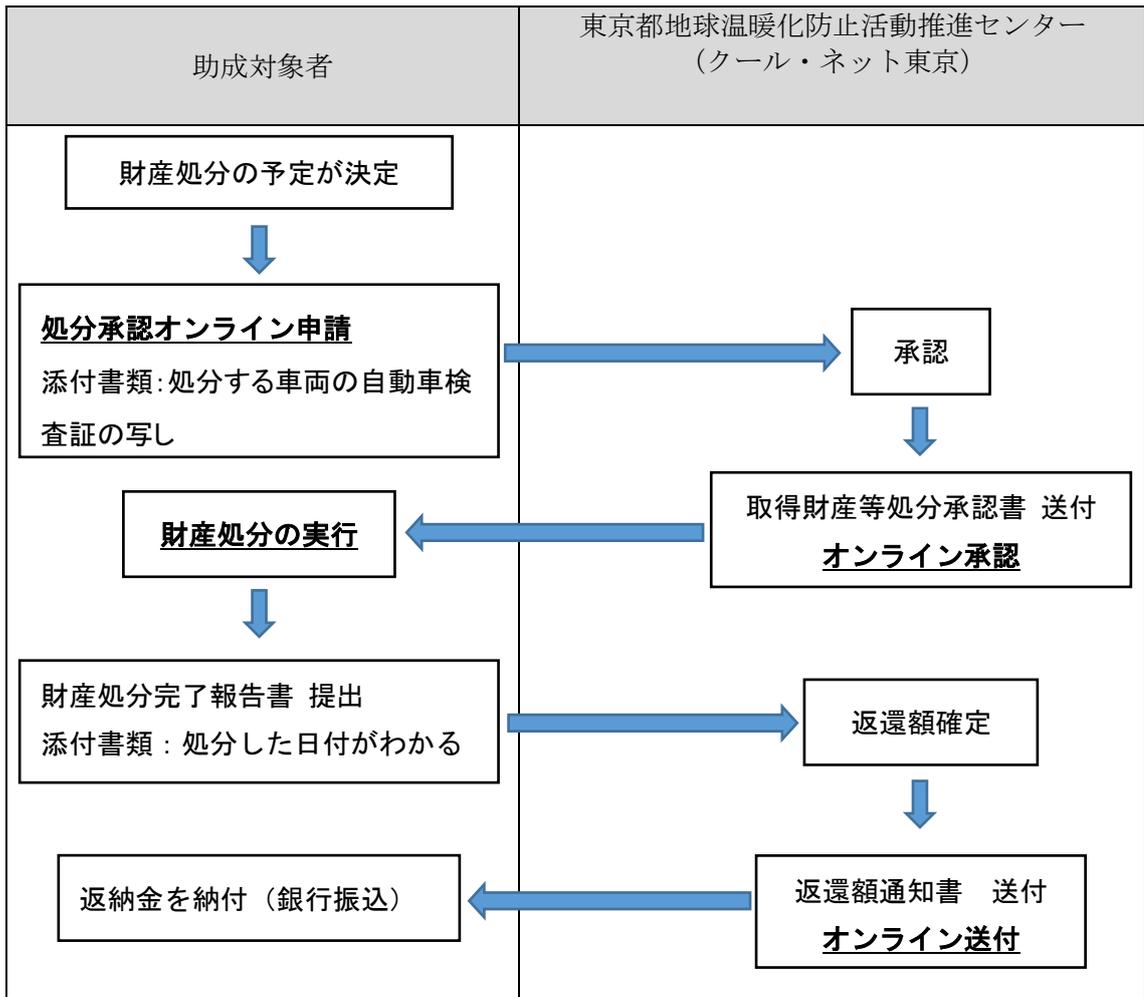
(3) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- ・承認申請書の様式は、クール・ネット東京のHPからダウンロードできます。
- ・承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで 1～2 週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から 2 週間以上空けてください。

・承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

9 処分の手続き（交付要綱第 17 条）

- (1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



- ① クール・ネット東京のHPからオンライン申請することができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。
- ② 郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ③ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ④ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

(2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\ast 1) = \text{助成額} \times \left( 1 - \frac{\text{経過期間}(\ast 2)}{\text{処分制限期間}(\ast 3)} \right)$$

- ※1 千円未満切り捨てです。
- ※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。  
(例) 10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。
- ※3 処分制限期間も、月数で計算します。  
(例) 自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。
- ※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。

(3) 以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。なお、処分承認後に

免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体発行の罹災証明書</li> <li>・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明</li> <li>・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）</li> </ul>
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書</li> <li>・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。</li> <li>・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明</li> <li>・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）</li> <li>・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの</li> </ul>
申請者（リースの場合は貸与先）死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する（相続人が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の除籍を証明する書類</li> <li>・申請者と相続人の続柄を証明する書類</li> <li>・変更後の車検証</li> <li>・リース契約書の承継契約書</li> </ul>
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クール・ネット東京が指定する書類</li> </ul>

(参考) ホームページの御案内

- 本事業のホームページ
  - ・ F C V ・ E V ・ PHEV 車両  
(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)  
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>
- 関連事業のホームページ
  - ・ 電動バイクの普及促進事業  
[https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re\\_evbike.html](https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html)

**東京都  
FCV 車両  
(燃料電池自動車等の普及促進事業)**

**助成金申請書類作成の手引き**

◇発行・編集 令和5年4月28日  
公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称:クール・ネット東京)  
〒163-0809  
東京都新宿区西新宿 2-4-1  
新宿 NS ビル 9階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。